

別表 1

議長交際費支出基準

(令和7年10月1日現在)

支出区分	支出内容	支出額
会費	会費制により開催される懇親会・祝賀会等の参加に係る経費	会費相当額
弔慰金	葬儀等における香典に係る経費 (対象者：市議会議員、常勤特別職、非常勤特別職等の現職等)	香料 5,000円～20,000円
見舞金	病気、災害、事故等の見舞いに係る経費 (対象者：市議会議員、常勤特別職、非常勤特別職等の現職等)	見舞金 5,000円
協賛金	市費からの助成・補助が無く、公益性が特に認められるものに対する協賛に係る経費	社会通念上認められる範囲
渉外費	議会運営上、外部機関との交渉、交際、表敬訪問等のために係る経費	相当額
その他	上記いずれにも属さない場合で、議会運営上議長が必要と認める経費	相当額

慶弔規定基準表（議長交際費）

			病氣見舞	葬 儀 (香 料)	火災見舞	摘 要
議 員	現	本 人	5,000	20,000	○	
		配偶者・親子	5,000	10,000	—	
	元	本 人	—	10,000	—	
常勤特別職	現	本 人	5,000	10,000	○	
		配偶者・親子	—	10,000	—	親子は同居に限る
	元	本 人	—	10,000	—	
非常勤特別職	A	本 人	5,000	10,000	—	
		配偶者・親子	—	5,000	—	親子は同居に限る
	B	本 人	—	10,000	—	
職 員	現	本 人	—	10,000	○	
名誉市民		本 人	5,000	香 料 20,000 花輪代 10,000	—	

- 非常勤特別職Aは、教育委員・監査委員・選挙管理委員・農業委員・民生委員・区長・学校医・消防団員（団長・副団長・中隊長まで）とする。なお、Bはこれ以外の職とする。
- 上記に記されない市外関係者及び企業については、原則として通知があったもののみ対応することとし、その額は適宜決定する。
- 病氣見舞いは、10日以上

★ 火災見舞金（半壊・半焼以上） 10,000 円

★ 弔辞は、原則として現職議員のみとする。